

# 資料編

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

## 【厚生労働省】

平成 23 年 2 月 22 日 **障害保健福祉関係主管課長会議資料から抜粋**

### 3 新体系サービスへの移行等について

#### (1) 新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用を可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。（関連資料3（48, 49頁））

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも最重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されたところである。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、引き続き新体系移行を進める方針である。（関連資料3（50頁））

#### ③ 授産施設会計基準の経過措置

障害者自立支援法における就労支援事業の会計処理については、原則として、「就労会計処理基準」の適用を受けることとなるが、旧体系施設については、新体系サービスへ移行するまでの間、「授産施設会計基準」によることができることとされている。

しかしながら、社会福祉法人が設置する授産施設等の旧体系施設が新体系サービスの就労支援等へ移行する場合、事務負担の軽減や新会計基準への円滑な移行を図る観点から、新体系サービスへの移行後、「就労支援会計処理基準」を経ることなく前記新会計基準へ移行するまでの間、「授産施設会計基準」を用いることができることを検討しており、検討結果がまとまり次第お知らせすることとしたい。

#### (6) 自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

一部市町村において、自立訓練や就労移行支援の利用について、「生涯一度だけの利用が原則であり、再度の利用はできない」との誤った運用がなされている実態があると聞いているところである。

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするもので

はなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとしている。

各都道府県におかれては、管内市町村及び関係機関に対し、自立訓練及び就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定が適切になされるよう周知徹底をお願いする。

### ③ 工賃（賃金）の実績報告について

平成21年度と同様、平成22年度についても工賃（賃金）の実績を調査し、昨年11月に、厚生労働省ホームページにおいて、調査結果を公表したところである。

来年度においても、今年度と同様に工賃（賃金）の実績調査を行うこととしているが、工賃（賃金）実績は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要と考えている。

このため、来年度の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表に当たっては、昨年度同様、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

調査概要等については以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

### ② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することが可能である旨について周知をしてきたところである。また、この取り扱いについては、平成22年6月に行われた文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしたところである。各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるよう関係機関等と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

## 【厚生労働省】

### 平成18年11月13日 介護給付費等の算定に関する Q&A

(VOL. 1)

問7 留意事項通知第二の1の(4)に規定する「事業所外等支援」とは具体的にどのよ

うな支援をいうのか。

(答)

1. 「事業所外等支援」については、企業実習や求職活動支援など、必ずしも施設職員が同行しない場合について、これらの支援を個別支援計画に位置付けた上、一定の要件を満たす場合に、1年間に180日間に限り、本体報酬の算定することができるものとしたものである。

2. したがって、これに該当しない施設外（企業内）授産など、施設外であっても、施設職員が同行して支援を行う場合は、当該「事業所外等支援」として捉えるのではなく、通常のサービス提供と同様に（当該180日とは別に）、本体報酬を算定することが可能であることに留意されたい。

## 【厚生労働省】

平成19年12月19日障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）

(VOL. 2)

問7 月の途中において、定員が増減した場合、また加算等を算定する条件を備えた場合、いつの時点から新しい報酬単価を算定し始めるのか。

(答)

1. 療養介護、生活介護、施設入所支援等については、定員の規模によって報酬単価が変動するが、月の途中において定員が増減する場合に、報酬単価を以下のように取扱うこととする。

- ① 定員が増加した場合には、増加を届け出た日より新たな報酬単価を適用することとする。
- ② 定員が減少した場合、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。

2. 月の途中で加算を算定する条件を備えた場合、又は加算の条件を満たさなくなった場合には、以下のように取り扱うこととする。（激変緩和加算を除く）

- ① 加算の算定条件を満たした場合、その届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用することとする。（食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、届出のあった日より算定可能である）
- ② 加算の条件を満たさなくなった場合には、満たさなくなった日より、加算を算定しないこととする。

3. また、定員、加算の算定条件等に変化があった場合には、直ちに届け出ることとする。

問8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできるか。

(答)

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。

2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。

- ① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
- ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

## サービス提供拒否の禁止について

厚生労働省令第171号(平成18年9月29日)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準 一抄一

(提供拒否の禁止)

第11条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、施設居宅介護の提供を拒んではならない。(他のサービスにおいて準用)

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(他のサービスにおいて準用)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第01206001号）（平成18年12月6日）  
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について -抄-

### 第三 指定福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

#### （3） 提供拒否の禁止（基準第11条）

指定居宅介護事業者等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療の必要がある場合

である。（他のサービスにおいて準用）

厚生労働省令第172号（平成18年9月29日）

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
-抄-

#### （提供拒否の禁止）

第9条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

#### 第11条 略

2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第0126001号）（平成19年1月26日）  
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
について -抄-

### 第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

#### （3） 提供拒否の禁止（基準第9条）

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと

を規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

# 第174回通常国会・衆・予算委員会〔平成22年2月15日(月)〕

## (公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんじゃないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでもあります。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直し、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。



# 新体系サービスへの移行率(都道府県別) H22.10.1時点

都道府県名	平均
北海道	39.2%
青森県	33.1%
岩手県	63.8%
宮城県	41.1%
秋田県	62.8%
山形県	50.0%
福島県	41.9%
茨城県	75.4%
栃木県	62.1%
群馬県	38.1%
埼玉県	52.6%
千葉県	49.7%
東京都	60.5%
神奈川県	83.9%
新潟県	55.1%
富山県	55.8%
石川県	49.3%
福井県	70.9%
山梨県	60.9%
長野県	47.6%
岐阜県	53.2%
静岡県	59.0%
愛知県	52.6%
三重県	62.9%
滋賀県	63.8%
京都府	57.8%
大阪府	60.7%
兵庫県	69.3%
奈良県	63.5%
和歌山県	59.3%
鳥取県	38.5%
島根県	63.0%
岡山県	71.9%
広島県	64.9%
山口県	59.8%
徳島県	39.3%
香川県	50.8%
愛媛県	31.3%
高知県	34.2%
福岡県	52.9%
佐賀県	51.0%
長崎県	33.6%
熊本県	51.1%
大分県	47.1%
宮崎県	47.8%
鹿児島県	48.3%
沖縄県	38.6%
全体平均	56.5%

